

日時・場所	令和元年6月10日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川政策調整部政策監、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、川端会計管理者、杉本教育部長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

### 1. 市長指示事項

- ・先日、行財政改革のまとめの協議をしている中で、紙媒体の資料をペーパーレスにできるかという内容があった。電子媒体では複数の資料を同時に見ながら議論や意思決定をすることが難しく、いきなりのペーパーレス化は難しいが、一方では紙の資料がどんどん増えている。資料作成は日常的な業務の大きな要素になっているが、合意形成のためか、説明のためか、納得してもらうためか、完成後の情報提供なのか、機能が重なる場合もあると思うが、何のために作成しているのかをまずは明らかにした上でやってもらいたい。何が何でも文字を並べるのではなく、目的に合わせた材料や構成にするよう工夫してもらいたい。

### 2. 議題

- ① 医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例について

令和元年5月29日付で医療法人社団御上会野洲病院と締結した病院事業等に係る事業譲渡契約は、無償譲渡としていることから議会の議決に付すべき契約及び財産の取得には該当しないものの、本市の将来にわたる政策の推進において極めて重要な契約行為であることから、議会の承認を要する契約行為とするための条例を定めるもの。

- ② 事業譲渡契約について(医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約)

医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例第2条の規定に基づき、事業譲渡契約を締結したことについて議会の承認を求めるもの。

→専決処分の承認と同じ扱いで、法的には議決結果に関係なく有効ということか。

→議会の議決結果に関わらず、契約の内容は有効である。しかし、将来、清算法人が終了するときに市が債権放棄するという点については議決を要するものであることから、その契約行為であり極めて重要なものと認識している。

→議会基本条例で議決案件となっている計画等についても、法的には議決がなくても有効であり、同じこと。企業会計であり、議会の関与はないが、実質、市の債権放棄をすることになるため、あえて議決をもらうということ。

- ③ 訴えの提起について

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴訟等を提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

→プライバシー及び生活を守る必要があるが、どういった経緯で入居され、過去に不能欠損となった分も含めて滞納の累積はいくらなのか、何故今やらないといけないのかについて、今分かる範囲で最大限整理しておくこと。

### 3. その他伝達事項

- 国(内閣府)が策定する「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、今年の出水期から警戒レベルを用いた避難情報を発令することとされた。従来の避難情報に加え、今後は警戒レベルと取るべき行動を伝え発令する。周知の方法が変わるだけであり、市の体制に影響は無い。市においてはこれに基づいて6月以降、自治会回覧やホームページで市民に周知を行っている。(市民部)

○ 人事評価について、6/12(水)から6月下旬までに部内の難易度調整会議において部内所属員の難易度調整を実施いただきたい。必要な資料は人事課から配布する。(総務部)

4. 次回部長会議の予定

6月18日(火) 8時45分～ 庁議室